

(別紙)

今般市長から頂いた5つの確認事項につきましては、いずれも東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働のみならず、我が国の原子力政策を進める上で重要な点と認識しております。5つの確認事項への対応については、地域それぞれの実情も踏まえ、引き続き検討してまいります。

その上で、いただいたご指摘について、以下のとおり回答申し上げます。

- ・国としては、事業者と自治体の間にある安全協定などを踏まえた上で、昨年3月に経済産業大臣より新潟県、柏崎市及び刈羽村に対して、再稼働に向けた理解要請を行ったところです。
なお、第7次エネルギー基本計画においては、原子力発電所の再稼働については、「立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」としています。
- ・令和7年5月30日の新潟県からの要望の中に、電源立地地域対策交付金の交付が継続されるよう、一定の経過をもって一律に交付対象外とする現行の「みなし規定」の制度を見直すこと、という項目が盛り込まれています。
みなし交付金制度については、交付金制度全体の見直しを行っていく中で、検討してまいります。
- ・原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくというのが政府の一貫した方針です。
御指摘のあった新潟県の取組の是非について、国としてコメントする立場にはありません。
- ・なお、東京電力による地域の協力の具体的なあり方については、東京電力の経営責任において判断されるべきものと承知しています。

以上